

男鹿市告示第 7 1 号

男鹿市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業の費用の額の算定に関する基準を定める要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 6 月 1 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業の費用の額の算定に関する基準を定める
要綱の一部を改正する告示

男鹿市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第 1 号事業の費用の額の算定に関する基準を定める要綱
(令和 3 年男鹿市告示第 3 8 号) の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(単位数及び算定要件)			(単位数及び算定要件)		
第2条 各サービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。			第2条 各サービス費は、それぞれ以下に掲げる費用を算定するものとする。		
(1) 第1号訪問事業の訪問介護相当サービス費			(1) 第1号訪問事業の訪問介護相当サービス費		
イ～ホ (略)			イ～ホ (略)		
へ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ～(Ⅳ) (1月につき)	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270／1,000加算	へ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅳ) (1月につき)	(1) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245／1,000加算
	(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287／1,000加算		(2) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224／1,000加算
	(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249／1,000加算		(3) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182／1,000加算
	(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266／1,000加算		(4) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145／1,000加算
	(5) 介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207／1,000加算			
	(6) 介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170／1,000加算			
注1、注2及び注3 (略)			注1、注2及び注3 (略)		
(2) 第1号訪問事業の訪問型サービスA費			(2) 第1号訪問事業の訪問型サービスA費		
イ～ハ (略)			イ～ハ (略)		
ニ 介護職員等処遇	(1) 介護職員等処遇	所定単位数の	ニ 介護職員等処遇	(1) 介護職員等処遇	所定単位数の

改正後				改正前			
改善加算（Ⅰ）（イ）～（Ⅳ）（1月につき）	遇改善加算（Ⅰ）イ		270／1,000加算	改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）（1月につき）	遇改善加算（Ⅰ）		245／1,000加算
	(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ		所定単位数の287／1,000加算		(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の224／1,000加算
	(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ		所定単位数の249／1,000加算		(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の182／1,000加算
	(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ		所定単位数の266／1,000加算		(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数の145／1,000加算
	(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の207／1,000加算				
	(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数の170／1,000加算				
注 1、注 2 及び注 3（略）				注 1、注 2 及び注 3（略）			
(3) 第 1 号通所事業の通所介護相当サービス費				(3) 第 1 号通所事業の通所介護相当サービス費			
イ～ヲ（略）				イ～ヲ（略）			
ワ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ～（Ⅳ）（1月につき）	利用定員が19人以上の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の111／1,000加算	ワ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ）（1月につき）	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）		所定単位数の92／1,000加算
		(2) 介護職員等	所定単位数の120／1,000加算		(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）		所定単位数の90／1,000加算
					(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の80／1,000加算

改正後				改正前			
		処遇改善加算 (Ⅰ)ロ	算		(4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	算	
		(3) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)イ	所定単位数の 109／1,000加算			所定単位数の 64／1,000加算	
		(4) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)ロ	所定単位数の 118／1,000加算				
		(5) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 99／1,000加算				
		(6) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅳ)	所定単位数の 83／1,000加算				
	利用定員が19人未満の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ)イ	所定単位数の 117／1,000加算				

改正後				改正前			
		(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の127／1,000加算				
		(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の115／1,000加算				
		(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の125／1,000加算				
		(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の105／1,000加算				
		(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の89／1,000加算				
注 1、注 2 及び注 3 （略）				注 1、注 2 及び注 3 （略）			
(4) 第 1 号通所事業の通所型サービスA費				(4) 第 1 号通所事業の通所型サービスA費			
イ～ロ（略）				イ～ロ（略）			

改正後				改正前		
ハ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ～（Ⅳ） （1月につき）	利用定員が19人以上の場合	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の111／1,000加算	ハ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅳ） （1月につき）	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の92／1,000加算
		(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の120／1,000加算		(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）	所定単位数の90／1,000加算
		(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の109／1,000加算		(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の80／1,000加算
		(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の118／1,000加算		(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の64／1,000加算
		(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の99／1,000加算			
		(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の83／1,000加算			

改正後				改正前			
	利用定員 が19人未 満の場合	善加算 (Ⅳ)					
		(1) 介護 職員等 処遇改 善加算 (Ⅰ)イ	所定単位数の 117／1,000加 算				
		(2) 介護 職員等 処遇改 善加算 (Ⅰ)ロ	所定単位数の 127／1,000加 算				
		(3) 介護 職員等 処遇改 善加算 (Ⅱ)イ	所定単位数の 115／1,000加 算				
		(4) 介護 職員等 処遇改 善加算 (Ⅱ)ロ	所定単位数の 125／1,000加 算				
		(5) 介護 職員等 処遇改 善加算 (Ⅲ)	所定単位数の 105／1,000加 算				
		(6) 介護	所定単位数の				

改正後				改正前
		職員等 処遇改 善加算 (Ⅳ)	89／1,000加 算	
注1、注2、注3及び注4（略）				注1、注2、注3及び注4（略）
備考 改正箇所は、太枠で示した部分である。				

附 則

この告示は、令和8年6月1日から施行する。